附則第十五条中「附則第十条第二項及び第十三条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に改め、同条を附則第十二条とする。

附則第十六条中「附則第十三条」を「附則第十一条」に改め、同条を附則第十三条とし、附則第十七条を附則第十四条とする。

（総務省組織令及び財務省組織令の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「第五条の三第十一項」を「第五条の三第十項」に改める。

一　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）第五十九条第四号

二　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第五十五条第五号

（地方財政審議会令の一部改正）

第三条　地方財政審議会令（平成十二年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の表平成二十六年三月三十一日の項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、同表平成二十八年三月三十一日の項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十八年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

2　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に改め、同条中「平成二十七年度から平成二十九年度までの各年度」を「平成二十八年度及び平成二十九年度」に、「附則第十五条」を「附則第十二条」に、「附則第十条第二項及び第十三条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に、「附則第十三条」を「附則第十一条」に改める。

附則第五条中「附則第十六条」を「附則第十三条」に、「附則第十三条」を「附則第十一条」に改める。

附則第六条（見出しを含む。）中「平成二十七年度及び」を削る。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百三十五号

都市開発資金の貸付けに関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）第一条第三項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

都市開発資金の貸付けに関する法律施行令（昭和四十一年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「三分の一」を「二分の一」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

警察法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百三十六号

警察法施行令の一部を改正する政令

内閣は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七項中「、別表第三第一号」を「、別表第三第二号」に、「（平成十九年三月三十一日までの間は、同項に定める人員に百五十四人を加えた人員）を別表第三第一号の表（平成八年三月三十一日までの間は、附則第二十一項の表）に掲げる各級に区分し、各区分ごとの人員に順次同表」を「に別表第三第二号の表埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県の項」に改め、「を階級別ごとに合計した人員」を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第七条関係）

地方警察職員たる警察官の都道府県警察ごとの定員の基準

北海道	一〇、三五三人
青森県	二、二九五人
岩手県	二、一二五人
宮城県	三、六九〇人
秋田県	一、九四一人
山形県	一、九七六人
福島県	三、二七四人
茨城県	四、七九三人
栃木県	三、三七〇人
群馬県	三、三九五人
埼玉県	一一、三〇九人
東京都	四二、六二六人
千葉県	九、六三二人
神奈川県	一五、一九六人